

令和2年9月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和2年度9月総会を日置市役所吹上支所2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第36号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第37号	農地法第3条許可申請書審議について	(10件)
議案第38号	農地法第4条許可申請書審議について	(1件)
議案第39号	農地法第5条許可申請書審議について	(8件)
議案第40号	農用地利用集積計画審議について	(21件)
議案第41号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

23番 下池 健悟

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	内 智富美
農地調整係	梶村 海斗		

( 開会 9時00分 )

会長 ただいまから、令和2年度9月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。  
また、推進委員が15名出席しております。  
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。  
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、8番「山口 義廣」委員と、9番「野元 政博」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第36号農業振興地域整備計画変更審議を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。1件です。  
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。  
番号1の種別は用途区分変更です。この申請地は、面積9,038㎡のうち分筆いたしまして、1514.03㎡を用途区分変更するものでございます。  
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。  
9番 議案第36号の番号1について報告いたします。  
令和2年9月23日、私と副の重水委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。  
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。  
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。  
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。  
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。  
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律に定める要件を満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第36号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第36号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

次に、日程第3、議案第37号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の3頁から15頁をご覧ください。10件です。  
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は27,433㎡、作物は飼料です。  
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,960㎡、作物は野菜です。  
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は172㎡、作物は野菜です。  
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は730㎡、作物は甘藷です。  
番号5の権利種別は使用貸借権、権利取得後の経営面積は1,592㎡、作物は水稻です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,505㎡、作物は野菜です。  
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,473㎡、作物は甘藷です。  
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は504㎡、作物は野菜です。  
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は703㎡、作物は野菜です。  
番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,954㎡、作物は野菜です。  
以上、計10件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長

現地調査委員の報告をお願いします。

12番

議案第37号の番号1について報告いたします。

令和2年9月19日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番

議案第37号の番号2について報告いたします。

令和2年9月24日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番

議案第37号の番号3について報告いたします。

令和2年9月19日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番

議案第37号の番号4について報告いたします。

令和2年9月20日、私と副の鶴田委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番

議案第37号の番号5について報告いたします。

令和2年9月20日、私と副の鶴田委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番

議案第37号の番号6について報告いたします。

令和2年9月24日、私と副の馬場（五）委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番

議案第37号の番号7について報告いたします。

令和2年9月20日、私と副の地頭所委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番

議案第37号の番号8について報告いたします。

令和2年9月19日、私と副の末永委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番

議案第37号の番号9について報告いたします。

令和2年9月19日、私と副の山口委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第37号の番号10について報告いたします。

令和2年9月24日、私と副の迫委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべての案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第37号のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第37号のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第38号農地法第4条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の16頁をご覧ください。1件です。

番号1の転用目的は、一般住宅です。

以上、計1件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

8番 議案第38号の番号1について報告いたします。

令和2年9月24日、私と副の今村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第38号の案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第38号の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第38号の案件について許可することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第39号農地法第5条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の18頁をご覧ください。8件です。  
番号1の転用目的は、農家住宅、権利種別は所有権移転です。  
番号2の転用目的は、車両置場、権利種別は所有権移転です。  
番号3の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。  
番号4の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。  
番号5の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。  
番号6の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。  
番号7の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。  
番号8の転用目的は、通路及び駐車場、権利種別は所有権移転です。  
なお、番号1の転用面積について、農家住宅の転用事業妥当面積の概ね1000㎡を超えておりますが、申請地の宅地有効面積が797㎡であるので適当であると考えられます。  
番号2については、一部車両置場となっていたため、始末書が付いています。  
番号5は、農地以外の隣接地と一体利用し、その事業計画全体面積は449.53㎡です。  
番号8についても、通路及び車両置場となっていたため、始末書が付いています。  
以上、計8件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第39号の番号1について報告いたします。  
令和2年9月19日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第39号の番号2について報告いたします。  
令和2年9月20日、私と副の鶴田委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は一部非農地相当と耕作中の農地です。  
農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、申請地の周囲50m以内に3戸以上あり、集落に接続して車両置場を整備するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第39号の番号3について報告いたします。  
令和2年9月24日、私と副の馬場（五）委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番

議案第39号の番号4について報告いたします。  
令和2年9月24日、私と副の馬場(五)委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第39号の番号5について報告いたします。  
令和2年9月23日、私と副の東委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は耕作中の農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番

議案第39号の番号6について報告いたします。  
令和2年9月19日、私と副の末永委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は耕作中の農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。  
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。  
転用事業面積の妥当性は、妥当です。  
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。  
総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番

議案第39号の番号7について報告いたします。  
令和2年9月21日、私と副の佐藤委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は耕作中の農地です。  
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。  
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第39号の番号8について報告いたします。

令和2年9月24日、私と副の迫委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第39号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第39号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第39号のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第40号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 横山 義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

12番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 30頁の番号4です。貸借です。

これにつきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は2,029㎡、畑はなし、計2,029㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は1件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第40号の横山委員が関係する番号4の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第40号の委員が関係する番号4の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

12番 [着席]

会長 次に、永野 彰一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

34番 〔退席〕

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 34頁の番号13、14、35頁の番号15です。貸借です。

面積について、田はなし、畑は7, 230㎡、計7, 230㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は3件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第40号の永野委員が関係する番号13から番号15の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第40号の永野委員が関係する番号13から番号15の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

永野委員に着席の連絡をしてください。

会長 議案第40号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 説明の前に、今回より契約内容については、実際に支払う金額を記載しておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、説明に入ります。

所有権移転から先に説明いたします。資料の28頁です。

面積について、田はなし、畑は1,070㎡、計1,070㎡、利用権設定件数は1件です。

次に、貸借です。資料の29頁から35頁です。

面積について、田は6,584㎡、畑は35,976㎡、計42,560㎡、うち再設定面積は37,567㎡、利用権設定件数は11件、うち再設定件数は6件です。

続いて、農地中間管理機構分です。資料の36頁です。貸借です。

面積について、田は4,257㎡、畑は1,677㎡、計5,934㎡、うち再設定面積は2,343㎡、利用権設定件数は5件、うち再設定件数は2件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 〔質問・意見等なし〕

会長 質疑等ございませんので、議案第40号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕

会長 賛成多数です。議案第40号農地利用集積計画の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

次に、日程第7、議案第41号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 37頁をご覧ください。議案第41号、荒廃農地に係る非農地判断についてであります。申請分となります。

番号1、日吉町日置1549番、登記地目は畑、登記面積は1,255㎡。

現地については事務局で調査し、現況地目は原野と判断いたしました。

以上、畑1筆1, 255㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第41号の案件については、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第41号のすべての案件については、非農地として判断することに決定しました。

以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。閉会のあいさつを会長代理申し上げます。

2番 令和2年度9月総会を閉会します。

( 閉会 9時55分 )

-----

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 ..... (印)

8 番 ..... (印)

9 番 ..... (印)